



## プレスリリース

平成 18 年 3 月 30 日

株式会社 日本商品清算機構

### 清算参加者の支払不能について

本日、以下のとおり、当社清算参加者MMGアローズ株式会社を支払不能として取り扱うこととしたので、この旨お知らせします。

#### 1. 清算参加者の名称等

##### (1) 名称

MMGアローズ株式会社（大阪市中央区）

代表取締役社長 藤田 栄作

##### (2) 清算資格

東京工業品取引所 貴金属市場 (受託会員)

石油市場<ガソリン、灯油> (市場会員)

#### 2. 支払不能に該当した理由

上記清算参加者が、当社業務方法書第 68 条第 1 項第 2 号（約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価を納入しないとき）に該当したため

#### 3. その他

当該清算参加者の未決済約定（建玉）は、東京工業品取引所において同所業務規程に基づき整理（決済）されることとなります。

---

#### 関連規定抜粋

##### <<業務方法書>>

##### (支払不能の場合における措置)

第 68 条 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該清算参加者（以下「支払不能清算参加者」という。）を支払不能と取扱い、支払不能清算参加者を当事者とするすべての清算対象取引に基づく全部の債務の引受けを停止するとともに、取引証拠金等に関する規則に定めるところにより、支払不能清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行うものとする。



## プレスリリース

- (1) 清算手数料を支払わないとき
- (2) 約定差金、帳入差金、権利行使約定差金又はオプションの対価を納入しないとき
- (3) 清算預託金を預託しないとき

－以下省略－

### (金銭等の引き取りの制限)

第70条 当社は、前2条の規定に基づきすべての債務の引受けを停止した場合において必要があると認めるときは、その清算参加者が当社から受けるべき金銭、有価証券等及び外貨（指定市場開設者が定めるものに限る。以下同じ。）の全部又は一部の引き取りの停止の措置を行うことができる。

－以下省略－

### <<取引証拠金等に関する規則>>

#### (定義)

#### 第2条

13 この規則において「支払不能による債務引受停止」とは、業務方法書第68条及び第69条の規定に基づく債務の引受けの停止の措置をいう。

#### (支払不能による債務引受停止又は支払不能による取引停止等による取引証拠金の返還の停止)

第23条 当社は、清算参加者に対し支払不能による債務引受停止を行った場合又は清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合は、当該清算参加者、当該清算参加者の委託者（当該委託者が取次者である場合は、取次委託者を含む。以下本章において同じ。）、当該清算参加者を指定清算参加者とする非清算参加者及び当該非清算参加者の清算取次委託者（当該清算取次委託者が清算取次者である場合は、清算取次者に対する委託者を含む。以下本章において同じ。）に対し、その取引証拠金の返還を一時停止する。

－以下省略－

本件に関するお問合せ先  
株式会社 日本商品清算機構  
(問合せ先 03-5847-7521)